

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年9月12日 11時43分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市 ^{こゝの} 神島大橋下付近 片島四等三角点から真方位100° 1,460m付近 (概位 北緯34° 28.7′ 東経133° 31.1′)
事故の概要	貨物船第八金庄丸 ^{きんしょう} は、南東進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年11月18日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第八金庄丸、9.1トン 280-22409岡山、個人所有 B ミニボート（船名なし）、長さ2.8m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船底に亀裂、右舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風速 約2.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、神島大橋付近を水路に沿って、約10ノットの対地速力で手動操舵により南東進していた。 船長Aは、考え事をしながら目視による見張りを行って航行を続けたところ、衝撃を感じた。 B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、神島大橋付近の水路で船首を西方に向け漂流していた。 操縦者Bは、左舷側を向いて座り、釣りを行っていて、ふと後方を振り向いたところ、至近に迫ったA船を視認し、慌てて船尾から海中に飛び込んだ。
分析	A船は、船長Aが、考え事をしている前方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、釣りをしている周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。

原因	本事故は、神島大橋付近の水路において、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長A及び操縦者Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。